

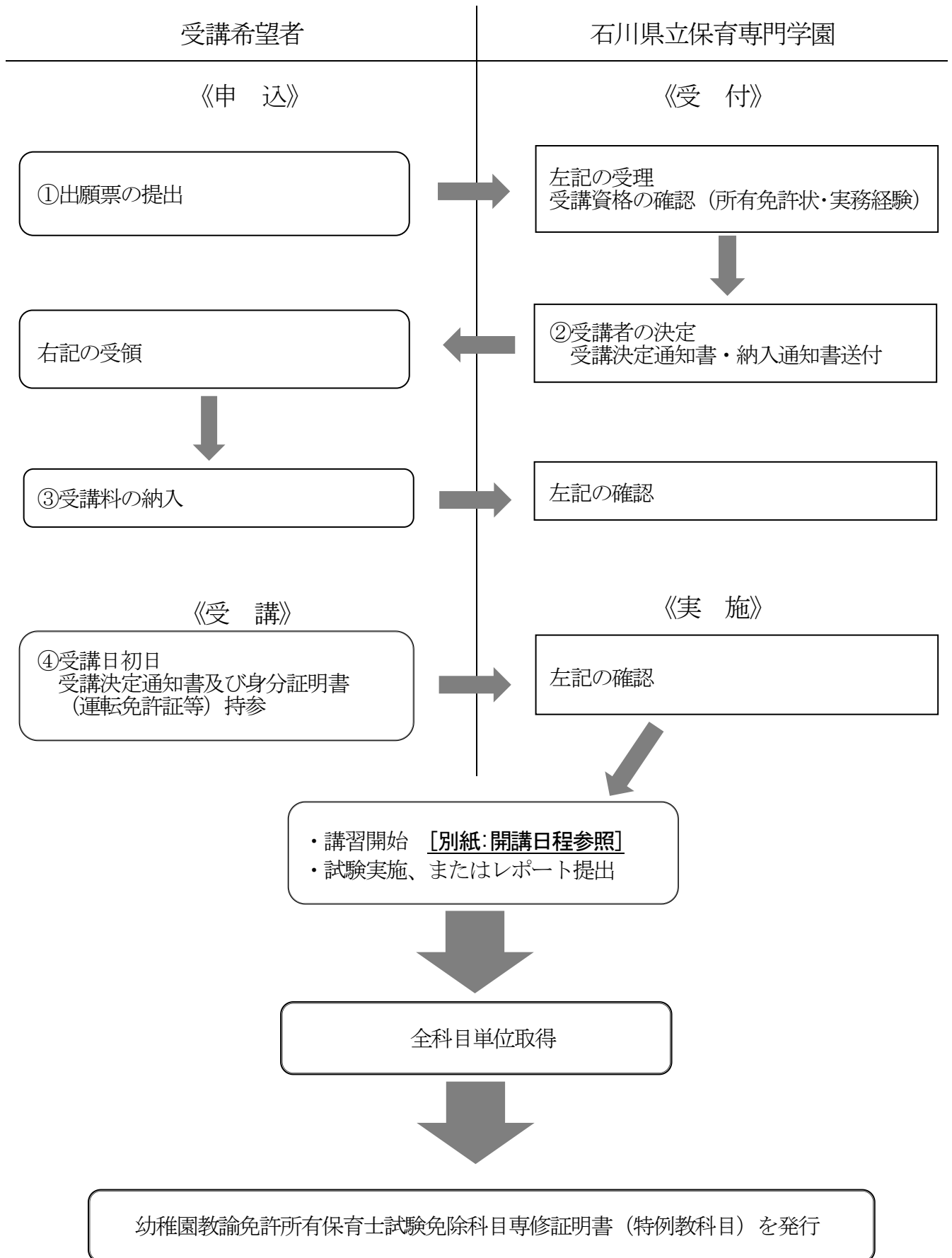
令和6年度

保育士資格取得のための特例講座

受講者募集要項

石川県立保育専門学園

受講の流れ



1. 制度の概要

平成 27 年 4 月から新たな子ども・子育て支援制度がスタートし、「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

この「幼保連携型認定こども園」に勤務する職員は、「保育教諭」と位置づけられ、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有しなければなりません。

「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行のため、改正認定こども園法では、施行後 10 年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要があります。

このため、国では、幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において一定の実務経験を有する者に対し、保育士資格の取得に必要な単位数等を軽減する特例制度を設けました。

本学では、この特例制度による「保育士資格取得のための特例講座」を開講します。

2. 講習会場

石川県立保育専門学園 金沢市泉 1 丁目 3 番 63 号 (別図参照)

3. 募集概要

募集定員	区分	履修教科目(単位数)	開講期間	受講形態/時間帯
9 名	3 年特例	4 教科(8 単位)	令和 6 年 7 月 22 日(月)～9 月 5 日(木) (うち講義及び演習で 21 日程度)	通学/9:00～16:20 (演習 8:30～17:00)
	幼保 2 年特例	4 教科(6 単位)	令和 6 年 7 月 22 日(月)～8 月 29 日(木) (うち講義で 17 日程度)	通学/9:00～16:20

※定員を超える募集があった場合は希望に沿えない場合がございますので、予めご了承ください。

4. 特例制度の対象者

(1) 資格

幼稚園教諭免許状を有する方

(2) 実務経験

(3 年特例)

以下の①～⑦の施設において「3 年以上かつ 4,320 時間以上」の実務経験を有する方、又は保育士試験受験申請時まで当該時間数の実務経験を有する見込みのある方

※実務経験は複数施設における合計でも可能です。

- ① 幼稚園 (特別支援学校幼稚部含む。)
 - ② 認定こども園
 - ③ 保育所
 - ④ 公立の認可外保育施設
 - ⑤ へき地保育所
 - ⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設
 - ⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設
- ただし、⑦は次の施設を除くことに注意してください。

- ・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり (入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの) による施設
- ・当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

(幼保2年特例)

3年特例の要件に加えて「**2年以上かつ2,880時間以上**」の幼保連携型認定こども園での実務経験を有する方、又は保育士試験受験申請時まで当該時間数の実務経験を有する見込みのある方

※詳しくは下記ホームページをご覧ください。

[こども家庭庁]

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei>

5. 開講する特例教科目および単位認定方法

【3年特例】

教科目	単位数	開講形態	単位認定方法
福祉と養護	2単位	講義	受講(15回) ⇨ <u>試験+レポート</u>
子ども家庭支援論	2単位	講義	受講(15回) ⇨ <u>レポート</u>
保健と食と栄養	2単位	講義	受講(15回) ⇨ <u>試験+レポート</u>
乳児保育	2単位	講義・演習	受講(25回) ⇨ <u>試験+レポート</u>
【備考】 <ul style="list-style-type: none">・乳児保育は、講義の受講(10回)と近隣保育所での演習(3日(5回/1日))になります。・単位認定は、各科目の試験等に合格した場合に所定の単位を認定します。・不合格の場合は、再試験を実施いたします。			

【幼保2年特例】

教科目	単位数	開講形態	単位認定方法
福祉と養護	2単位	講義	受講(15回) ⇨ <u>試験+レポート</u>
子ども家庭支援論	1単位	講義	受講(8回) ⇨ <u>レポート</u>
保健と食と栄養	2単位	講義	受講(15回) ⇨ <u>試験+レポート</u>
乳児保育	1単位	講義	受講(9回) ⇨ <u>試験+レポート</u>
【備考】 <ul style="list-style-type: none">・単位認定は、各科目の試験等に合格した場合に所定の単位を認定します。・不合格の場合は、再試験を実施いたします。			

6. 受講の流れ

(1) 出願票の提出

令和6年5月29日(水)～6月19日(水) 必着

受講希望者は、「出願票」を郵送により提出してください。

※提出時において、受講料の振込みは必要ありません。

※下記ホームページから各資料のダウンロードが可能です

[県少子化対策監室] 令和6年度保育士資格取得のための特例講座

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/tokurei/2015.html>

- (2) 受講者の決定 **令和6年6月下旬**
「受講決定通知書」と受講料の納入のための「納入通知書」を送付します。(また、定員超過により受講ができない場合は出願票及び添付書類をご返送いたします。)
- (3) 受講料の納入 **納期限：令和6年7月12日(金)**
受講決定通知書等を受領した方は、納付期限内に受講料を振込んでください。
※受講料は必ずご本人名義でお振込みください。
※指定の振込用紙を使用してください。
(受講料の納入がなければ、受講の決定を取り消す場合があります。)

7. 受講費用

- (1) 受講料 10,000円/1単位 (全教科目受講の場合、3年特例：80,000円 幼保2年特例：60,000円)
※指定保育士養成施設で既に履修済み科目がある場合は、その修得単位により、保育士試験の筆記試験の科目が免除される場合があります。受講にあたっては、単位を取得された指定保育士養成施設に、保育士資格取得のために受講が必要となる特例科目についてご確認ください。
- (2) 納付された受講料は原則として返還いたしません。
- (3) 科目により別途テキスト代が必要になる場合があります。

8. 講座終了後の手続きについて

本講座終了後、保育士資格を取得し、保育士として業務に就くためには、次の(1)～(3)の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

- (1) 証明書の発行
特例講座で単位の認定がされた後、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」を本学から発行します。(10月下旬までに発行します)
- (2) 保育士資格取得の手続き
保育士資格を取得するためには、保育士試験の受験申請(特例制度による全科目合格の申請)が必要となります。(申請受付は4月及び10月の年2回)
保育士試験事務センターに「保育士試験受験の手引き」をご請求いただき、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」及び設置者発行の「実務証明書」等の必要書類を添えて、受験申請をしてください。
(詳細手続きは、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターにお問い合わせください。)
※ <https://www.hoyokyo.or.jp/exam/>
- (3) 保育士登録の手続き
保育士試験事務センターから「保育士試験合格通知書」を受領後、「保育士」として勤務するためには、その就業前に、保育士登録事務処理センターにて保育士登録申請(新規登録)を行い、保育士証の交付を受けてください。
(詳細手続きは、社会福祉法人日本保育協会登録事務処理センターにお問い合わせください。)
※ <https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>

9. 個人情報の取り扱い

本講習で得た個人情報は、資格取得講習のためにのみ使用し、他の目的での利用または第三者へ提供することはありません。

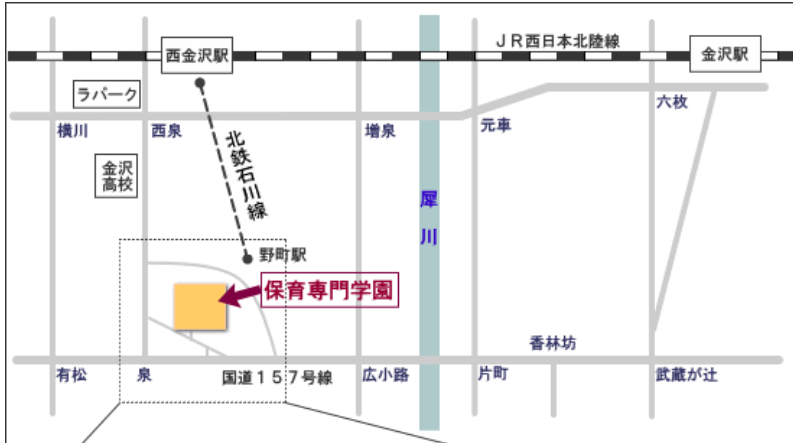
10. 提出先・お問合せ先・交通アクセス

※受講の際は駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

〒921-8041 石川県金沢市泉 1-3-63 石川県立保育専門学園 教務課

電話 076-242-5185(代表)

FAX 076-242-5186



- 北陸鉄道石川線（電車）をご利用の場合
・野町駅下車（徒歩3分）

- 北鉄バスをご利用の場合（JR 金沢駅バスターミナルから）
・北鉄バス泉1丁目下車（徒歩3分）

光が丘住宅行（有松経由）	8番のりば
額住宅行（有松経由）	8番のりば
金沢工業大学行（有松経由）	8番のりば
辰口和光台行（有松経由）	8番のりば
（泉野3丁目経由の各バスは泉1丁目には停まりません）	
南松任行（有松経由）	9番のりば
千代野ニュータウン行	9番のりば
寺井中央行	9番のりば
野々市車庫行	9番のりば
（9番のりばから出るバスは全て泉1目に停まります）	